人権問題講演会開催のお知らせ

この講演会は、人権意識の高揚を図り、町民がお互いに人権問題に ついて理解と認識を深め合い、差別のない明るく住みよい社会を築い ていこうと毎年開催されているものです。

たくさんのご参加をお待ちしております。

開催要項

時 2月20日(水)

受付時間 午後1時~

場 利根町公民館 多目的ホール

開会時間 午後1時30分~

入 場 料 無料

題 世界 9 万 5,000km 自転車ひとり旅から考える人権

師 石田 ゆうすけ 氏(旅行作家・エッセイスト)

催 利根町・利根町教育委員会

そ の 他 一部手話通訳者も入ります。

著作権の関係で、ビデオ撮影や録音はお断りいた します。

石田 ゆうすけ 氏

■和歌山県白浜町生ま Ⅰ れ。旅行作家。7年半 ▮かけて自転車で世界一 ■ 周し、87 カ国を巡る。

その顛末をつづった ■『行かずに死ねるか!』 Ⅰに始まる「世界9万 ■ 5,000km 自転車ひとり ▮旅」シリーズ3部作は



┃中国など3カ国で翻訳され、累計30万部を超える ┃ | ヒット作に。

■ 文筆活動の傍ら、全国の学校や企業で「夢」「相互 ■ ■ 理解」「モチベーション」をテーマに、講演も行って ■ ▮ いる。その数は300を超え、アメリカや台湾など海▮ ▮外でも開催された。

問い合わせ先 役場福祉課 ☎68-2211 (内線349) 利根町教育委員会 学校教育課 ☎68-2211 (内線302)

男女共同参画ってなあに? Part 59

『ダイバーシティ』と『インクルージョン』~働きやすい職場づくりを目指して!~

ダイバーシティとは…

「多様性」を意味し、「人はみな違う」ということを表 した言葉です。高齢化や労働人口の減少など現在日本が 抱えている諸課題を解決するための考え方の一つとして、 ダイバーシティが注目されています。

元々は LGBT などの社会的マイノリティの就業機会の 拡大を意図して使われることが多かった言葉ですが、現 在では、性別、人種の違いだけでなく、年齢、経験、学歴、 価値観、性格などより広い範囲での多様な人材の積極的 な活用を意味するものに変わってきています。

人が持つさまざまな違いを問わずに受け入れ、有能な 人材を活かし、多様な価値・発想を取り入れることで、 常識や慣習にとらわれず、環境の変化に迅速かつ柔軟に 対応し、組織の生産性を向上することが出来ます。それ ぞれの人が尊重された、働きやすい職場づくりがダイバー シティへの入口となってきます。

しかし、ダイバーシティに取り組んでいても、

一緒に仕事をして成長していく仲間として受 け入れる環境が整っていないと、対立や誤解 を招き、その人材が活かされないまま流出し てしまうという可能性もあります。そこで、 「インクルージョン」という考え方も出てき ています。



インクルージョンとは…

インクルージョンは、「包括」「包含」を意味します。 一人ひとりの考えや価値観を重視し、組織の内外を問わ ず、誰もが対等に、自分らしく組織に参加できる機会を 創出し、組織力の向上を目指すための考え方です。ダイ バーシティで個々の違いを認識し、そこで終わるのでな く、さらにそれを発展させ、多様な人材が対等に関わり あい、一体となり働ける状態を目指していくインクルー ジョンという考え方も大切になってきます。

ダイバーシティ・インクルージョンの目的は、自分勝手な人を増やすのではなく、全員が自分ら しい形で組織に主体的に関わり、力を最大限に発揮する仕組みをつくることです。さまざまなライ フスタイルに合わせて、多様な働き方が認められ、仕事とプライベート両方の充実がなされなけれ ば、ダイバーシティ・インクルージョンが実現されたとはいえません。実現のためには、制度のみ でなく、一人ひとりの考え方も変わっていかなければなりません。

性別や年齢など関係なく、それぞれの人が持つ考えを自由に言い合えること、それらをただ批評、 批判するのではなく、受け入れられること、人々が対等に関わり合うことで、相互に成長や変化す ることが促されるのではないでしょうか。



平成31·32年度小規模 事業者登録制度のお知らせ

この制度は、入札参加資格申請を提出していない町内の事 業者を対象にした、小規模契約を行う登録制度です。

この制度は、町が発注する工事、物品の購入、委託、役務 の提供のうち小規模な契約を希望する事業者の登録を受け付 け、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

【申請期間】

随時申請を受け付けます。(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分~午後5時(正午から午後1時までの時間を除く)

【登録できる方】

- ●個人営業の場合には、町内に住所があること、 法人の場合には、町内に主たる事業所があること。
- ●成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者でない こと。
- ●町税等を滞納していないこと。
- ●町入札参加資格申請をしてないこと。
- ●契約を履行するために必要な資格、免許等を有している こと。
- ●暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有していないこと。

※上記全てに該当する方が対象となります。

【登録方法】

下記①~③の書類を揃え、財政課検査係に提出してください。

- ①利根町小規模契約事業者登録申請書
- ②町税などに未納税額がない証明書(税務課発行)
- ※申請の際には、「小規模契約登録で使用」とお伝えください。 ③資格、免許などが必要な業種を希望する方にあっては、
- その資格者証または免許証などの写し。 ※申請書は、町公式ホームページからダウンロードして

ください。

【登録の有効期限】

平成 33 年 3 月 31 日 (水)

名簿に登録されると…

町が行う小規模な契約案件について、登録事業者 への見積り及び発注依頼を行えるようになります。 ただし、この制度は、受注を保証するものではあ

りません。

(税込み)

契約の種類	請負金額
エ 事	130 万円
委託・役務	50 万円
物品購入	80 万円

※上記金額を超えず、技術的に簡易な契約を小規模な契約案件といいます。

問い合わせ先 役場財政課 検査係 ☎68-2211 (内線511)

元号表記について…新年号が公表されるまでは、「平成」と表記し ています

県民交通災害共済の加入 受け付け開始のお知らせ

平成31年度の「県民交通災害共済」の加入について、下記 のとおり開始となりました。

県民交通災害共済は、交通事故によりけがをした場合に、治 療日数に応じて、見舞金を給付する制度です。

申し込み要項

申込受付開始日: 2月1日(金)

対象者:町内に住民登録のある方

共済期間:4月1日~翌年3月31日まで

(中途加入の場合は、申込日の翌日から)

会費 (年間): 一般 900 円 中学生以下 500 円

申し込み方法:申込書に必要事項を記入の上、会費を添

えて役場総務課までお申し込みください。

問い合わせ先・申し込み先

役場総務課 消防交通係 ☎68-2211 (内線501)

就象となる交通事故

共済期間中に国内の道路上などを運行中の自動車、 バイク、自転車などの接触、衝突、転落などの事故 に伴う人の死傷 (自損事故を含む)

原實金

●事故証明書がある場合:死亡 100 万円、

●事故証明書がない場合:最大3万円

●身体障害(1級・2級該当)見舞金:50万円

「県民交通災害共済」小中学生の加入事業の廃止

傷害 最大 30 万円

町では、平成29年度から町内在住の小中学生を対象に、県 民交通災害共済への団体加入(公費負担)をしておりましたが、 平成31年度より公費負担による小中学生の加入事業が廃止と なります。

つきましては、引き続き平成31年度も県民交通災害へ加入 する際は、申し込みの手続きが必要となりますので、ご注意

平成 31 年 2 月 (No.659) 平成 31 年 2 月 (No.659)